

## 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図りました。

今回は、関係法令等の改正、原子力規制庁の組織変更、人形峠環境技術センターの人事異動、情報収集事態の対応の追記、フッ化水素漏えい時の対応の明確化に伴い、以下の修正を行いました。

### 2. 修正した日

平成 30 年 1 月 22 日

### 3. 主な修正内容

- (1) 「原子力災害対策指針」の改正（平成 29 年 7 月 5 日改正）に伴う修正
  - ① 警戒事態に該当する事象発生時の諸対応（定義、警戒事態の発令・解除、通報、発令時の対応、情報収集と提供）に関する追記。
  - ② 緊急時活動レベル（EAL）を追記。
  - ③ 人形峠の原災法対象施設が原子力災害対策重点区域を設定すべき施設から除外されたことに伴い、当該範囲を示した図を削除。
- (2) 「原子力災害特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画に関する命令」の改正（平成 29 年 8 月 1 日公布、平成 29 年 10 月 30 日施行）に伴う修正
  - ① 緊急時対策所の整備等に関する追記。（第 2 条第 3 項第 1 号関連）
  - ② 原子力事業所災害対策支援拠点の整備等に関する追記。（第 2 条第 3 項第 2 号関連）
  - ③ 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点の非常用電源等の整備等に関する追記。（第 2 条第 3 項第 3 号関連）
- (3) 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」の改正（平成 29 年 9 月 19 日改正）に伴う修正
  - ① 環境モニタリングに関する事項を修正する際に上級放射線防災専門官の指導及び助言を受けることを追記。
  - ② 複数の特定事象等が発生した場合及び発生事象が複数の緊急事態にまたがる場合の通報方法を追記。
  - ③ 応急措置の概要報告に係る適切な報告間隔に関する運用方法を追記。
  - ④ 通報様式の変更（警戒事態該当事象発生連絡及び警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式の追加、原災法第 10 条の続報様式の廃止、様式への記載事項の見直し）
- (4) 「原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）」内容の反映
  - ① 原子力規制庁組織改正に伴う組織名称の変更（平成 29 年 7 月 7 日提出分）

- ② 平成 30 年 1 月 1 日付け人事異動に伴う副原子力防災管理者の代理順位の変更の変更（平成 30 年 1 月 5 日提出分）

(3) その他

- ① 情報収集事態発生時の対応を追記。
- ② フッ化水素漏えい時の対応を明確化。
- ③ 用語の適正化など、所要の見直し。

以 上

(参考)

## 原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載しています。

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

センターの防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、原子力防災体制の発令・解除、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載しています。

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載しています。

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

### 第5章 その他

他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載しています。